

田山福傳 村民農園申込要綱

1 目的

近年、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中で野菜や花等を育て、土と親しむ場、農作業体験の機会の場に対する需要が高まっています。このような要請に応えていくことは、農業者以外の者が農業・農村に対する理解を深める機会となります。

また、これまで地域活動の主力を担ってきた世代の高齢化や若者の都市部への流出等により、集落共同体の活力低下や遊休農地の増加が危惧される農村集落においては、村外からの移住者や日頃接する機会のない他地区住民との交流を通じた地域の活性化と農地の有効利用が求められており、このような課題に対する有効策の一つとして、村民農園開設を実施します。

2 開設者 南山城村

3 場所

所在地	地目		面積
	登記簿	現況	
京都府相楽郡南山城村大字田山小字福傳43番地	田	畑	1,493 m ²

4 利用対象者 自分で野菜作りができる人。

かつ、下記の注意事項を遵守できる人。

1. 村民農園を営利目的で利用しないこと
2. 樹木（果樹類含む）等の永年性作物の栽培をしない
3. 他の利用者に迷惑をかけるような行為をしない
4. 枯草・枯木・野菜くずは農園内で燃やさず、各自で適切に処理する
5. 農園内に建物や工作物を設置しない
6. 人体及び作物に悪影響を及ぼすような強い薬品の使用、並びに他の農園が荒廃するような行為をしない
7. 来園については公道を利用し、村民農園付近の住民に迷惑をかけない
8. 農園内の事故については、利用者の責任において処理する
9. 農園の転貸をしない
10. 農園の管理が十分にできなくなる事由が生じたときは、直ちに届け出る

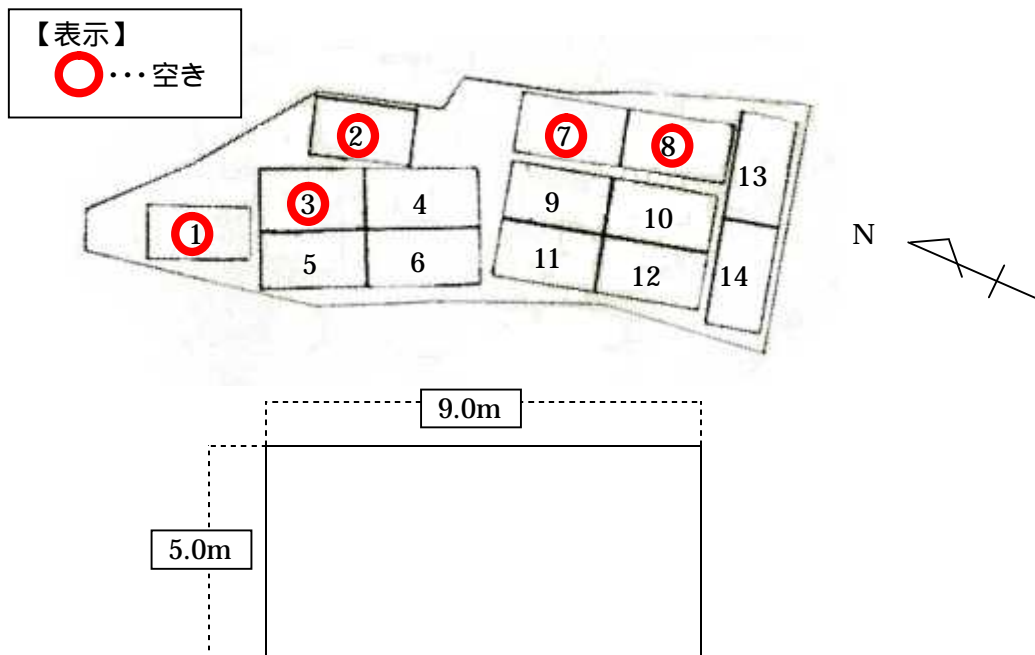
5 内容

(1) 事業内容について

主に農業者以外の人々が野菜や花等を栽培することで、自然にふれあい、農業に対する理解を深めることのできる機会と場所を提供する。

(2) 区画について

- ・ 全体区画数 14区画(1区画45㎡)中、空き区画数 5区画



- ・ 原則、1世帯につき1区画の利用
- ・ 利用期間 利用許可のおりた日 から3年間
- ・ 区画番号の決定
先着順に希望の区画を選んでいただきます。
ただし、一度に応募者が多数殺到した場合には、抽選とします。

(3) 村民農園利用料について

- ・ 利用料 年額2,000円
- ・ 支払方法(暫定)
 - 利用許可後に、別途通知にて納入方法・納入期限等をお知らせします。

(4) 農園環境について

水利	<ul style="list-style-type: none">・ 雨水を貯水するなど、各自で確保していただくこととなります。・ 貯水槽等は各自でご用意ください。・ 貯水槽等の設置場所は自分の区画内、もしくは農園内には若干のスペースが所々にありますので利用者の皆様で協議の上、各箇所に共同貯水槽等を設置いただいても構いません。・ なお、降雨の際には、農園沿い及び近隣水路の水が豊富になりますので、それを使用することが可能です。(別図「水路」参照)
農機具	各自でご用意ください。
農機具小屋	・ 自分の区画内に設置いただいても構いません。もしくは、農

	園内には若干のスペースが所々にありますので、利用者の皆様で協議の上、共同の農機具小屋を建てていただいても構いません。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村民農園利用者用の駐車場はありません。 ・ 農園近隣の府道に、近隣住民等の邪魔にならないように駐車していただくことになります。 ・ 村道滝ヶ本福傳線上にも駐車は可能ですが、近隣住民に迷惑がかからないよう、十分注意してください。 ・ なお、別図「駐車」中、駐車厳禁の場所には絶対に駐車しないでください。

(5) 申し込み期限

満員になるまで、随時受け付けます。

(6) 申込申請許可決定のお知らせ

申込のあった日から一週間以内に、文書にてお知らせいたします。

ただし、一度に応募者が多数殺到したことにより抽選となった場合、抽選から漏れた方には電話にてその旨を連絡いたします。

(7) 利用者説明会

一度に応募者が多数殺到した場合に開催し、区画の抽選を同時に行います。

開催する場合には、申込申請許可決定通知と共に案内通知を送付いたします。

6 その他

本要綱に記載していない内容については、開設者側でその都度取り決めます。